

令和元年第3回

八千代市議会定例会議案

(追加)

八千代市



## 目 次

議案第22号	八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	1 頁
議案第23号	八千代市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について	1 7 頁
議案第24号	議決事件の一部変更について (八千代市東消防署庁舎建設(機械設備)工事)	2 3 頁



議案第 22 号

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 この条例において「給与」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

- 2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。
- 3 この条例に基づく給与は、条例で特別の定めがある場合を除くほか、現金で支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の申出があったときは、給与を口座振替の方法で支払うことができる。
- 5 八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和 32 年八千代市条例第 15 号。

以下「給与条例」という。)第2条第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員に適用される給料表は、会計年度任用職員給料表(別表第1)による。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、会計年度任用職員給料表級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとする。

3 会計年度任用職員給料表級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 任命権者は、全てのフルタイム会計年度任用職員の職務を第2項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、市長が規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 給与条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、八千代市一般職員の特殊勤務手当支

給条例（昭和49年八千代市条例第40号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第9条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、八千代市職員の勤務時間に関する条例（平成元年八千代市条例第22号。以下「勤務時間条例」という。）第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、規則で定める休日又は休暇である場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 給与条例第16条（第2項及び第5項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか必要な事項は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「が正規の勤務時間」とあるのは、「が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか必要な事項は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料等の端数計算）

第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条の規定により準用する給与条例第16条、第11条の規定により準用する給与条例

第17条及び前条の規定により準用する給与条例第18条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当，休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において，当該額に，50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 給与条例第20条の規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第15条 給与条例第21条第1項の規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第21条第1項の勤務は，第10条の規定により準用する給与条例第16条第1項，第11条の規定により準用する給与条例第17条及び第12条の規定により準用する給与条例第18条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は，任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第25条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは，当該フルタイム会計年度任用職員は，当該会計年度において，前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において，前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され，同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは，第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。



(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、時間で定め、その額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

2 前項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第18条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員に対しては、勤務時間に応じて報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例第3条から第9条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時

間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第21条 八千代市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和34年八千代市条

例第12号)第2条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務時間1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員のその休日の勤務に対しては、第1項に規定する休日勤務に係る報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第23条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第24条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第17条の規定により計算して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第22条第4項中「それぞれそ

の基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。次項において同じ。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第26条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、市長と協議の上任命権者が別に定めるものとする。

2 前項に規定する市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与のうち給料又は報酬の額は、別表第3のとおりとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

ただし、当該パートタイム会計年度任用職員が前条第1項に規定する市長が特に必要と認める会計年度任用職員である場合は、この限りでない。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）については、給与条例第12条第2項の規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、八千代市一般職員の旅費に関する条例（昭和48年八千代市条例第10号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものとする。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項)

会計年度任用職員給料表

(単位：円)

号	1級	2級	3級
1	144,100	194,000	230,000
2	145,200	195,800	231,600
3	146,400	197,600	233,100
4	147,500	199,400	234,700
5	148,600	200,900	236,100
6	149,700	202,700	237,800
7	150,800	204,500	239,300
8	151,900	206,300	240,900
9	153,000	207,900	242,100
10	154,400	209,700	243,600
11	155,700	211,500	245,200
12	157,000	213,300	246,600
13	158,300	214,700	248,100
14	159,800	216,500	249,600
15	161,300	218,200	250,900
16	162,900	220,000	252,300
17	164,200	221,700	253,800
18	165,700	223,400	255,400
19	167,200	225,000	257,100
20	168,700	226,600	258,900
21	170,100	228,000	260,500
22	172,800	229,700	262,300
23	175,400	231,300	264,000
24	178,000	232,900	265,700
25	180,700	234,000	267,600

26	182,400	235,500	269,500
27	184,000	236,900	271,300
28	185,700	238,200	273,100
29	187,200	239,500	274,800
30	188,900	240,700	276,700
31	190,700	241,700	278,600
32	192,400	242,900	280,300
33	194,000	244,200	281,800
34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000
44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	
50	215,900	265,800	
51	216,900	267,100	
52	218,000	268,400	
53	219,100	269,400	
54	220,100	270,500	

55	221,000	271,800	
56	222,000	273,100	
57	222,400	274,000	
58	223,300	275,000	
59	224,100	275,900	
60	224,900	277,000	
61	225,600	278,100	
62	226,600	279,100	
63	227,400	280,000	
64	228,300	281,000	
65	229,000	281,500	
66	229,800	282,400	
67	230,700	283,100	
68	231,700	284,000	
69	232,400	285,000	
70	233,100	285,800	
71	233,700	286,600	
72	234,500	287,400	
73	235,300	288,200	
74	236,000	288,700	
75	236,700	289,100	
76	237,300	289,600	
77	238,000	289,800	
78	238,800	290,100	
79	239,600	290,300	
80	240,300	290,700	
81	240,800	290,900	
82	241,500	291,100	
83	242,200	291,500	



84	242,900	291,800	
85	243,500	292,100	
86	244,200	292,400	
87	244,900	292,700	
88	245,600	293,100	
89	246,100	293,400	
90	246,600	293,800	
91	246,900	294,100	
92	247,300	294,500	
93	247,600	294,700	
94		294,900	
95		295,200	
96		295,600	
97		295,800	
98		296,100	

別表第2（第3条第2項・第3項）

会計年度任用職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	一般事務の職務
2級	家庭相談員の職務
3級	教育指導主事の職務

別表第3（第26条第2項）

職種	単位	給料又は報酬の額
行政問題相談員	1月につき	350,000円
介護保険相談員	1月につき	15,000円
英語指導助手	1年につき	3,360,000円から 3,960,000円まで の範囲内で教育委員会が定 める額
チャレンジドオフィス スタッフ	1時間につき	最低賃金法（昭和34年法 律第137号）第10条第 1項の規定により決定され る千葉県地域別最低賃金 の額
スクールカウンセラー	1時間につき	5,060円

## 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を設けるため、条例を制定いたしたい。



議案第 23 号

八千代市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について  
八千代市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員定数条例等の一部を改正する条例

(八千代市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 八千代市職員定数条例(昭和 29 年八千代市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び常時勤務することを要しない期限付任用職員」を削る。

(八千代市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 八千代市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 29 年八千代市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「合計額」の次に「(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額(八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和 32 年八千代市条例第 15 号)第 14 条に規定する特殊勤務手当に相当する額を除く。))」を加える。

(八千代市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 八千代市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和 29 年八千代市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「あつても」を「あつても」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和 32 年八千代市条例第 1

5号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「臨時的任用職員等」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「及び常時勤務することを要しない期限付任用職員」を削る。

第21条の4に次の1項を加える。

3 この条例の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には適用しない。

(八千代市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 八千代市職員の休日及び休暇に関する条例(昭和34年八千代市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く」の次に「。以下「年末年始の休日」という」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(休日の代休日)

第2条の2 任命権者は、職員に祝日法に規定する休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等(八千代市職員の勤務時間に関する条例(平成元年八千代市条例第22号)第5条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(同条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員の休日及び休暇)

第8条 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び八千代市職

員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。）の休日及び休暇に関しては、第3条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める。

（八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年八千代市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（非常勤職員の給与の種類及び基準）

第20条 非常勤職員の給与の種類及び基準は、管理者が別に定める。

（八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第6 介護保険相談員の項から英語指導助手の項までを削る。

（八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第8条 八千代市職員の勤務時間に関する条例（平成元年八千代市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員」に、「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、規則で定める。

第5条第1項中「第16条第3項の規定により時間外勤務手当」を「第16条第3項若しくは八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第 号）第10条の規定による時間外勤務手当又は同条例第20条第1項の規定による時間外勤務に係る報酬（以下この項

において「時間外勤務手当」という。)に、「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

(八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 八千代市職員の育児休業等に関する条例(平成4年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改め、同条第2項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。

第10条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年八千代市条例第 号)第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(八千代市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 八千代市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年八千代市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。



第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第24号

議決事件の一部変更について

平成30年6月27日に議決された議案第13号契約の締結について（八千代市東消防署庁舎建設（機械設備）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

1 契約金額

変更前 166,320,000円

変更後 157,699,440円

提案理由

八千代市東消防署庁舎建設（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

